

# 令和4年度被災農業者特別利子助成事業一問一答

## 1. 被災農業者特別利子助成事業とはどのような事業ですか。

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な復旧を支援するため、経営再開に当たっての負担軽減として、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金等について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、（公財）農林水産長期金融協会を通じて借入者に利子助成金を交付する事業（以下「金利負担軽減措置」という。）です。

## 2. 金利負担軽減措置の対象者はどのような者ですか。

次の①から⑤までのいずれかの要件を満たす農業者等です。

- ① 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等が経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを影響状況確認表（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の第5の1の別記様式1。以下同じ。）で融資機関が確認できた者です。
- ② 新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、農業者等が新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の第5の2の別記様式2。以下「経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）」という。）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者です。
- ③ 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨により被害を受けた農業者等であって、当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者です。
- ④ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者等であって、当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者です。
- ⑤ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、農業者が経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを影響状況確認表で融資機関が確認できた者です。

## 3. 金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。

次の表のとおりです。

対象者	対象資金	融資機関
2の① 及び⑤	ア 農林漁業セーフティネット資金 イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ウ 経営体育成強化資金	公庫（注2）
	エ 農業近代化資金 オ 農業経営負担軽減支援資金	
2の②	ア 農林漁業施設資金 イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注1） ウ 経営体育成強化資金（注1）	公庫（注2）
	エ 農業近代化資金	

2の③ 及び④	ア 農林漁業セーフティネット資金 イ 農林漁業施設資金 ウ 農業基盤整備資金 エ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注1） オ 経営体育成強化資金（注1）	公庫（注2）
	カ 農業近代化資金	農協等民間金融機関（注3）

（注1）農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）の資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金を除きます。

（注2）日本政策金融公庫及び沖縄振興開発公庫。

（注3）農協、銀行、信用金庫、信用組合等の民間金融機関。

#### 4. 被害内容の証明等に所定の様式はありますか。

2の③及び④の対象者は、お住まいの市町村が発行する被災証明書等（災害による農業被害を証明するものであれば可。）になります。なお、被害を受けた農業者等については、市町村における被災証明書等において、農業（農業施設・機械等を含む。）被害の内容が分かる様式がない場合は、一般的な内容を網羅した別紙1を参考にして、農業被害の内容が分かる様に記載できるよう、市町村とご相談願います。

2の①及び⑤の対象者は、影響状況確認表になります。

2の②の対象者は、経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）になります。

#### 5-1. 新型コロナウイルス感染症の影響について、影響状況確認表には、どのようなことを記載するのですか。

農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況について、可能な限り具体的に（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載して頂き、その状況を示す資料（売上傳票・来園者数台帳・市場相場の推移表・取引先からの取引減少の連絡など）があれば併せて提出してください。なお、金利負担軽減措置の要件に売上減少率や経費増加率〇%以上などの基準はありません。

また、具体的な記載例としては、以下のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、肉用牛の枝肉相場が大きく落ち込み、販売単価が前年同期を大きく下回った。これに加え、毎年〇月に開催していたイベントが中止になり、売上が大きく減少する見通し（参考：前年売上約〇百万円）。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、急遽、学校給食が中止となり、学校給食向けの生乳を廃棄せざるを得ず、〇～〇月分の売上が大きく減少する見通し（参考：前年同期の売上約〇百万円）
- ③ 野菜の収穫時期に入ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で生産・出荷に必要な人員が確保出来る見通しが立たないため出荷を断念。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年産米の概算金等が大きく落ち込み、売上が大きく減少する見通し（参考：前年売上約〇百万円）
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響で、生乳の抑制的な生産の取組に参画すること等により、生産量が〇%減少し、売上が減少する見通し（参考：前年売上約〇百万円）

5-2. コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響について、影響状況確認表には、どのようなことを記載するのですか。

農業経営に対する当該原油価格・物価高騰等の影響状況について、可能な限り具体的（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載して頂き、その状況を示す資料があれば併せて提出してください。なお、具体的な記載例としては、以下のとおりです。

- ① 生産施設の暖房に使用する農業用重油価格が高騰しており、経営費の〇%を占める暖房費が前年比で〇%増加し、収益が悪化する見通し
- ② 飼料価格高騰により、経費のうち大きな割合（〇%）を占める飼料費が増加（前年比〇%増加見込み）

5-3. 新型コロナウイルス感染症とコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の両方の影響を受けた者について、影響状況確認表には、どのようなことを記載するのですか。

影響状況確認表に設けているチェック欄の両方にチェックを入れ、農業経営に対する影響状況について、可能な限り具体的（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載して頂き、その状況を示す資料があれば併せて提出してください。なお、具体的な記載例としては、以下のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要が減少するなど、肉用牛の枝肉相場が未だにコロナ前の水準まで完全に回復していない状況において、飼料価格高騰により、飼料費が〇%増加し、収益が悪化する見通し
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、主に飲食店等からの野菜の需要が減少する中、原油価格高騰により生産施設の暖房費や肥料費が増加し、収益が減少する見通し
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、鶏卵の需要が減少する中、飼料価格高騰により飼料費が〇%増加し、収益が悪化する見通し
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年産米の概算金等が大きく落ち込み、売上が大きく減少する中、肥料価格高騰による肥料費の増加もあり収益が悪化する見通し
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響で、生乳の抑制的な生産の取組に参画すること等により、生産量が〇%減少し、売上が減少する見通しである上、飼料価格高騰により飼料費の増加もあり、収益が悪化する見通し

5-4. 融資機関は影響状況確認表の記載内容をどのようにして確認するのですか。

融資機関は、借入希望者から申告のあった内容について、決算書や残高試算表等により確認する必要があります。

しかしながら、農産物価格の急落や資材価格の急騰による短期的な大幅な変動等、影響度をこれらの帳票で確認することが困難な場合には、借入希望者や関係機関等からのヒアリングはもとより、公表資料等による検証等により新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を確認してください。

具体的には、

- ① 新型コロナウイルス感染症による売上げの減少等の具体的事象について、決算書や残高試算表等により確認するとともに、これらの帳票によって確認できない場合は、関係者へのヒアリングはもとより、生産物の売上傳票や公表資料（例：農産物や畜産物の市場価格）等により影響を確認
- ② 原油価格・物価高騰等の影響による経費の増加等の具体的な事象について、決算書

や残高試算表等により確認することとする。なお、これらの帳票によって確認できない場合は、関係者へのヒアリングはもとより、資材の注文伝票や公表資料（例：配合飼料価格や農産物生産資材価格）等により影響を確認することとします。

6. 経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）には、どのようなことを記載するのですか。

経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）を記載するにあたっての留意事項等は以下のとおりになります。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症により想定される影響」欄に係る留意事項
- ① 「想定される影響」には、現に被っている影響も含まれます。
  - ② 「想定される影響」には、自らの農業経営への直接的な影響だけでなく、団体の構成員や組合員等が影響を受けたことによる間接的な影響も含まれます。
  - ③ 「想定される影響」には、輸入農作物の減少といった農作物の輸入環境の変化等による影響も含まれます。
- (2) 「上記影響に対応するために行う取組内容の概要」欄に係る留意事項
- 「上記影響に対応するために行う取組内容の概要」欄には、「新型コロナウイルス感染症により想定される影響」欄に記載した経営環境の変化に対応して、新たに取組む販路拡大や省力化等の取組内容について記載してください。
- なお、記載にあたっては、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化と新たな取組内容との関連性（つながり）が分かるよう可能な限り具体的（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載してください。
- (3) 「確認資料」欄に係る留意事項
- 確認資料としては、施設の見積書・契約書・設計書・カタログなどを想定しています。なお、具体的な記載例としては、以下のとおりです。
- ①（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、観光農園（ぶどう）への来客数が大きく落ち込むことが想定される。  
（取組内容の概要）ぶどうの販売先として、観光農園等の直売を主力に取り組んできたが、新たにスーパー向けに販路拡大に取り組む。そのために、農業近代化資金を利用して、スーパー向けの選別・包装等が行える集出荷施設を新たに建設する。  
（確認資料）見積書・設計書
  - ②（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、卒業式や入社式等の各種イベントが中止となり、花の需要が大きく減った。  
（取組内容の概要）春のシーズンに大部分を出荷してきたが、新たに作業効率化や通年出荷による省力化や経営安定化に取り組む。そのために、スーパーL資金を利用して、作業能率改善を図るためのハウス内の改修に加え、通年出荷が可能とするための環境制御を可能とするスマート農業技術を活用した機器や新品種の導入を実施する。  
（確認資料）見積書・設計書・カタログ
  - ③（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドの減少等にて肉用牛の枝肉相場が大きく落ち込んでおり、今後の相場の回復も不透明。

(取組内容の概要) 市場出荷をしてきたが、新たに販路・経営規模拡大に取り組む。そのために、スーパーL資金を利用して、輸出向けに交雑種から黒毛和種への品種転換や肉質を高めるための飼養方法の変更による高付加価値化と同時に、飼養頭数の拡大のために牛舎1棟(200頭規模)の新設と50頭の子牛導入を実施する。

(確認資料) 見積書・設計書

- ④(想定される影響) 新型コロナウイルスの影響で、中国からの加工用玉ねぎの輸入が大きく落ち込み、加工用玉ねぎを必要とする外食産業等の需要に対応できない。

(取組内容の概要) 農業者が組織する団体が保有する国産用玉ねぎの加工施設について、農林漁業施設資金を利用して、玉ねぎの加工ライン(皮むき機等)を増設する。

(確認資料) 契約書・設計書

7. 融資機関や利子助成機関は、金利負担軽減措置の対象者であることをどのようにして確認するのですか。

2の①から⑤までに係る借入に対しては、それぞれ次の①から⑤までの方法により確認します。

- ① 融資機関は、影響状況確認表により新型コロナウイルス感染症の影響を確認します。また、利子助成機関は、委任融資機関から、影響状況確認表と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。
- ② 融資機関は、経営展開計画(新型コロナウイルス感染症)により確認します。また、利子助成機関は、委任融資機関から、経営展開計画(新型コロナウイルス感染症)と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。
- ③ 融資機関は、被災証明書等により確認します。また、利子助成機関は、委任融資機関から、被災証明書等と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。
- ④ 融資機関は、被災証明書等により確認します。また、利子助成機関は、委任融資機関から、被災証明書等と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。
- ⑤ 融資機関は、影響状況確認表によりコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を確認します。また、利子助成機関は、委任融資機関から、影響状況確認表と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。

8. 地域の制限はありますか。

地域による制限はありません。

9. 営農類型によって制限はありますか。

営農類型による制限はありません。

10. 資金使途によって制限はありますか。

2の対象者により、対象となる資金が異なります。基本的に各対象となる資金ごとに定められている資金使途のとおりですが、2の⑤に係る借入については、設備資金は想定されていません。

なお、農業近代化資金の貸付対象者のうち認定農業者等及び集落営農組織等以外の者及び経営体育成強化資金の全ての貸付対象者については、資金使途に施設の復旧に必要な資金、農地又は牧野の復旧に必要な資金がないため復旧には利用できません。（「農業近代化資金融通措置要綱」、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」、「経営体育成強化資金実施要綱」のとおりです。）

11. 新設法人は対象となりますか。

2の①及び②の借入については、新型コロナウイルスの発生後に立ち上げた新設法人も各対象者の要件を満たす農業者等であれば、金利負担軽減措置の対象となります。

2の③及び④の借入については、被災証明書等を受けた農業者等が被災後に立ち上げた新設法人も金利負担軽減措置の対象となります。ただし、その農業者等が構成員（又は出資者）の過半を占める法人に限ります。

2の⑤の借入については、新設法人であっても、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることが確認できる場合は、金利負担軽減措置の対象となります。

※ただし、借り受けを予定している資金ごとに定められている貸付対象者に該当する場合には限りません。

12. 設備資金は、被害を受けた施設の復旧事業のみに限られるのですか。

2の①、③及び④に係る借入に対しては、被害を受けた施設（新型コロナウイルス感染症においては、同感染症の影響を受けた施設）の復旧に限り対象となります（なお、再度の被害（災害）防止の観点から施設の改良を図る場合であっても対象となります。）。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設の復旧についての具体例としては、同感染症の影響により、施設のメンテナンスの人員が確保できずに施設が故障し、その使用できなくなった施設を復旧する場合などが挙げられます。

2の②に係る借入に対しては、特に制限はありません。

13. 長期運転資金に使途の限定はありますか。

基本的に、借り受けを予定している資金ごとに定められている資金使途が対象となります。

14. 金利負担軽減措置（利子助成）の対象者の要件に複数合致する場合、いずれかの被害内容の証明等を提出すればいいですか。

基本的に、今回借り受けを予定している事業内容ごとに、対象者の要件を確認することになります。具体例としては、事業内容に2つの自然災害で被害を受けた施設の復旧に対し同時に借り受けを予定している場合や、新型コロナウイルス感染症において2の①及び②の対象者が、長期運転資金と新たな販路拡大に必要な施設に対し同時に借り受けを予定している場合については、当該自然災害等ごとに被災証明書等を始めとした各対象者の要件を確認できる被害内容の証明等の提出が必要となります。

なお、新型コロナウイルス感染症と原油価格・物価高騰等の両方の影響を受けている農業者については、影響状況確認表のチェック欄の両方にチェックを入れたうえで、それぞれの影響を可能な限り具体的（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載してください。

15. いつの貸付けから適用されますか。

2の①から④までに係る借入については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、2の⑤に係る借入については、令和4年4月26日から令和5年3月31日までの間の借入が対象となります。

なお、3の資金（農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金を除く。）は、上記期間に公庫により貸付決定が行われたもの、3に掲げる農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金は、上記期間に都道府県の利子補給承認が行われたもの又は農林中央金庫から融通されたものが適用されます。

16. 資金の借受後、金利負担軽減措置（利子助成）はいつまで行われるのですか。

資金の貸付当初5年間金利負担軽減措置が行われます。

17. 金利負担軽減措置に係る地方公共団体の負担は必要ですか。

金利負担軽減措置に必要な経費は、全て国が負担しますので、地方公共団体の負担はありません。

18. 金利負担軽減措置の貸付限度額はいくらですか。

対象となる資金ごとに定められている限度額まで適用されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが悪化し経営の維持安定が困難となった者及びコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった者に対する農林漁業セーフティネット資金の貸付けについては、特例として貸付限度額が引き上げられています。

19. 借受を予定している資金について、既存の残高があるのですが、貸付限度額はいくらになりますか。

原則として、各資金の貸付限度額から当該資金の既貸付残高を差し引いた額が今回の貸付限度額（追加で借受が可能であり、金利負担軽減措置が受けられる限度額）となります。

20. 現在農業近代化資金を借りており、認定農業者向けの金利負担軽減措置を受けているのですが、被害を受けた施設の復旧のために追加で農業近代化資金を借り受けた場合、金利負担軽減措置はどうなりますか。

既往貸付残高に対し受けている金利負担軽減措置の取扱は、変更ありません。

今回追加で借り受けた資金については、5年間の実質無利子化のための金利負担軽減措置のほか、6年目以降も残高がある場合には、認定農業者等特例分の金利負担軽減措置を受けられます。

21. 貸付金利が何%でも無利子になりますか。

金利負担軽減措置の上限は2%です。したがって、貸付金利が2%を超えている場合、残りの部分は借入者の負担となります。

なお、農業近代化資金の貸付金利は、農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた利率となります。また、農業負担軽減支援資金の貸付金利は、農業近代化資金の貸付金利と同じです。

※貸付金利は、上記2資金のガイドラインにて規定している都道府県が利子補給の基礎としている金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（いわゆる基準金利）ではありません。

22. 利子助成金はどのように受け取ることになるのですか。

融資希望者が、利子助成金の交付申請や受領について、融資機関に対して委任状を提出して頂き、融資機関が利子助成機関に対し利子助成金を代理申請し、代理受領を行うこととなります。

23. 融資機関が代理受領した利子助成金は融資を受けた者が融資機関から受け取るのでしょうか。

利子助成金は、融資を受けた者が融資機関に支払うべき利子に充当（支払うべき利子と受取利子助成金を相殺）されるので、実際には利子助成金が融資を受けた者に直接支払われることはありません。

24. 国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）は対象となりますか。

2の①、③及び④に係る借入は、災害復旧に係る事業（新型コロナウイルス感染症においては、同感染症の影響に係る事業を含む）を対象として融通される補助残融資資金に限り、金利負担軽減措置の対象となります。

2の②に係る借入は、事業の限定なく、補助残融資資金も金利負担軽減措置の対象となります。

なお、2の①から④までのいずれの借入も、農林水産省以外の他省庁が所管する補助事業であっても、同様の取扱いとなります。

25. 令和4年度から補助事業・制度資金に飼養衛生管理基準の遵守徹底のためのクロスコンプライアンスが導入されましたが、本事業も対象となりますか。

本事業も当該クロスコンプライアンスの対象となります。なお、令和4年6月1日以降に貸付決定又は利子補給承認を受けた借入から適用されます。



【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）第5の1】  
 （別記様式1）

### 影響状況確認表

農業協同組合		}	御中
信用農業協同組合連合会			
農林中央金庫	支店		
銀行	支店		
信用金庫	支店		
信用協同組合	店		
株式会社日本政策金融公庫	支店		
沖縄振興開発金融公庫	支店		

年 月 日

住所  
氏名

該当する <u>すべての</u> 項目に チェック	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響
農業経営に対する影響の 状況	（可能な限り具体的に記載ください。）
確認結果 （融資機関が記入する）	適 ・ 否

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）第5の2】  
（別記様式2）

経営展開計画（兼取組確認表）  
（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

農業協同組合		}	御中
信用農業協同組合連合会			
農林中央金庫	支店		
銀行	支店		
信用金庫	支店		
信用協同組合	店		
株式会社日本政策金融公庫	支店		
沖縄振興開発金融公庫	支店		

年 月 日

住所  
氏名

新型コロナウイルス感染症により想定される影響	(可能な限り具体的に記載ください。)
上記影響に対応するために行う取組内容の概要	
確認資料	
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否

【参考様式】

## 被災証明書

年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長 殿

住 所

氏 名

(法人名及び代表者名)

## 1 災害の種類

- 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨による農業被害  
 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による農業被害

## 2 被害の状況

生産物名 (施設・機械名等)	被害の状況

注：被災した生産物、業務用施設、業務用機械等について、それぞれの被害状況（暴風雨による生産物の落下、地震による業務用施設の倒壊・業務用機械の破損等）を簡潔に記入して下さい。

上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。

年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長